

平成 29 年度における評価専門調査会の取組（案）

平成 29 年 7 月 4 日
総合科学技術・イノベーション会議
評価専門調査会

1 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が実施する国家的に重要な研究開発の評価

（1）大規模研究開発の評価

①大規模研究開発の事前評価

改定された本会議決定に基づき、平成 30 年度概算要求において新たに予算要求される大規模な研究開発の事前評価を実施する。評価結果については、関係府省等における研究開発資源の配分、推進体制の構築等の研究開発活動への反映を求める。

- 総額約 300 億円以上の案件の調査（8 月）
- 評価対象案件の決定と調査・検討の実施方針の確認（9 月）
- 評価専門調査会における調査・検討と評価結果原案の作成（10～11 月）
- 評価結果を本会議決定、各府省へ意見具申（11 月下旬～）

②大規模研究開発の中間評価

改定された本会議決定に基づき、過去に事前評価を行った大規模研究開発を対象として中間評価を実施する。なお、評価の実施時期については、関係府省における中間評価の実施時期等により調整することとする。評価結果については、関係府省等における研究開発資源の配分、推進体制の改善等の研究開発活動に反映させる。

- 評価対象案件：「石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金」（経済産業省）（事前評価：平成 23 年度、フォローアップ：平成 25 年度、中間評価：平成 27 年度）

（2）CSTI が指定する研究開発の評価

改定された本会議決定に基づき、対象となる研究開発案件（研究の著しい遅延や環境・計画の大幅な変化が認められる案件）を抽出し、必要に応じて評価を実施する。

2 研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップ

改定された国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）において、同指針を浸透させ、真に実効性をもつものとするため、フォローアップを継続して行うことが規定されている。このため、平成29年度においては、各府省での評価の実施状況の把握や現場での特に評価疲れの実態把握を行い、翌年度以降のフォローアップの実施方針等について検討を行う。

- 各府省等における評価の実施状況や実態を調査（9月～12月）
- 評価専門調査会における議論（2月～）

3 特定国立研究開発法人の評価等への対応

特定国立研究開発法人（特定法人）については、「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」（平成28年10月施行）に基づき、特定法人に対して主務大臣が行う中長期目標の期間終了時に行う見込評価の結果及び終了時の検討の結果（見込評価等の結果）並びに次期中長期目標の内容について、CSTIが意見を述べることとされている。

また、「特定国立研究開発法人の見込評価等及び次期中長期目標の内容に対する意見・指摘事項の考え方」（案）（平成29年6月26日研究開発法人部会決定）では、見込評価等の結果及び次期中長期目標の内容に対する意見・指摘事項をとりまとめる際の一連の対応は、CSTI評価専門調査会が担うものとしている。本年度は理化学研究所が中長期目標期間の最終年度を迎えることから、CSTI評価専門調査会は理化学研究所を対象に本対応を行う。

- 文部科学省及び理化学研究所へのヒアリング（9月20日予定）
- 「意見」（案）・指摘事項のとりまとめ（10月25日予定）
- 次期中長期目標（案）の内容に対する文部科学省及び理化学研究所へのヒアリング、「意見」（案）・指摘事項のとりまとめ（平成30年2月頃）

平成 29 年度評価専門調査会の開催日程（予定）

○ 第 1 2 2 回評価専門調査会日時： 第 1 候補日 9 月 2 0 日（水）9 時 3 0 分～1 2 時

第 2 候補日 9 月 1 2 日（火）1 4～1 6 時

議題（案）：
・平成 3 0 年度新規大規模評価（事前評価）案件及び臨時委員の決定
・特定国立研究開発法人の見込評価等の結果に対する文部科学省及び理化学研究所へのヒアリング

○ 第 1 2 3 回評価専門調査会日時： 第 1 候補日 1 0 月 2 5 日（水）1 5～1 7 時

第 2 候補日 1 0 月 2 4 日（火）1 4～1 6 時

議題（案）：
・平成 3 0 年度新規大規模評価（事前評価）案件の検討開始
（関係省庁及び同評価委員会座長から評価結果等をヒアリング）
・特定国立研究開発法人の見込評価等の結果に対する「意見」（案）・指摘事項のとりまとめ

○ 第 1 2 4 回評価専門調査会

日時： 候補日 1 1 月 1 4 日（火）1 4～1 6 時

候補日 1 1 月 1 6 日（木）1 4～1 6 時

候補日 1 1 月 2 8 日（火）1 0～1 2 時

議題（案）：
・平成 3 0 年度新規大規模評価（事前評価）結果（案）の作成

○ 第 1 2 5 回評価専門調査会

日時： 平成 3 0 年 2 月頃

議題（案）：
・研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップについて
・特定国立研究開発法人の次期中長期目標（案）の内容に対する文部科学省及び理化学研究所へのヒアリング、「意見」（案）・指摘事項のとりまとめ

以上

大規模研究開発の事前評価の進め方（案）

1. 実施体制

（1）評価の手順

事前評価は、評価専門調査会において調査検討及び評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議し、決定する。

実施府省による自己評価結果の調査検討に際しては、その結論等に対する、実施府省の見解（実施府省の評価委員会座長等を含む）等を聴取した上で評価結果案のとりまとめを行う。

（2）外部の専門家・有識者等の選定

調査検討に当たっては、評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等を臨時委員として招へいすることができる。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出することができることとする。

2. 調査検討する事項 ※実績を積み重ね具体化を図る。

次の基本的な事項について、事務局より各府省に対して評価対象候補の調査を行い（8月中）、科学技術政策上の重要性等を考慮した上で、評価専門調査会において評価対象案件の決定を行う（9月）。調査検討に際しては、評価対象案件の実施府省における自己評価結果等を踏まえて評価専門調査会としての調査検討を行うが、具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発案件の内容等を踏まえて、それぞれの案件ごとに決定する。

- ① 関連する上位の政策・施策等の目的・目標を達成するための道筋
- ② 道筋における当該研究開発の役割
- ③ 設定されているアウトカム目標
- ④ 予定されている推進体制や評価の実施予定

3. 評価の実施 ※実績を積み重ね具体化を図る。

（1）当該研究開発の必要性等の評価

2. の調査検討結果をもとに、当該研究開発の特性等を踏まえて、

- ① 関連する上位の政策・施策等の目的・目標との整合性
- ② 実施府省による自己評価の妥当性

などを確認し、これらにより政府の基本方針（科学技術基本計画等）を推進する上での当該研究開発の必要性や研究開発マネジメントの妥当性等を評価する。また、

中間評価の概ねの実施時期を決定する。

(2) 今後の課題等の検討

(1) の評価結果に関連して、当該研究開発を実施する場合の今後の課題等を検討する。

4. 評価結果の活用

評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、

- ① 関連する上位の政策・施策等の推進・改善等に活用すること
 - ② 評価を通じて明らかとなった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が実施すること
 - ③ 今後の研究開発における予算配分に反映させること
- 等を促進する。

(参考) 事前評価において調査検討する事項

出典：第15回評価専門調査会（平成14年9月24日）

A. 科学技術上の意義

当該研究開発の科学技術上の目的・意義・効果。

B. 社会・経済上の意義

当該研究開発の社会・経済上の目的・意義・効果。

C. 国際関係上の意義

国際社会における貢献・役割分担、外交政策との整合性、及び国益上の意義・効果。

D. 計画の妥当性

目標・期間・資金・体制・人材や安全・環境・文化・倫理面等からの妥当性。

E. 成果（見込み）、運営、達成度等

投入資源に対する成果（見込み）、運営の効率性、及び目標の達成度等。評価結果の反映状況の確認等。

(ただし、Eについては、新規研究開発であることから、その内容を考慮。)